

継 続

経済環境常任委員会

令和5年3月3日受理

請 第 46 号

件 名 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願

紹 介 議 員

提 出 者 住 所 氏 名

藤 川 隆 夫
池 田 和 貴

(要 旨)

熊本県議会が、国会及び政府に対し、幅広い世代の消費者被害防止、救済するために、特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を提出するよう請願する。

(理 由)

特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）が平成28年に改正された際、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特商法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とのいわゆる5年後見直しが定められ、改正法の施行から令和4年12月で5年の経過を迎えた。

令和4年版消費者白書によると、全国での消費生活相談は85.2万件であり、ここ15年ほど高止まりが続いている状況で、特商法の対象分野の相談はその54.7%を占める。そして、令和3年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が13.0%、電話勧誘販売の割合が8.9%であり、65歳未満の割合の2倍を超えており。さらに、令和4年版消費者白書によると、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めており、判断能力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれる。また、令和4年版消費者白書によると、世代全体では、インターネット通販に関する相談は27.4%と最多となり、デジタル社会の進展やコロナ禍の影響からトラブルが増加している。さらにマルチ取引は、20歳代においては高い比率を占めており、令和4年4月の成年年齢引下げに伴う被害の増加が心配される。

以上により、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するためには、この5年後見直しを機に、特商法の抜本的改正がなされることが急務となっている。

具体的には、特商法における対処取引分野のうち、訪問販売・電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引について、以下のようないくつかの改正がなされるべきである。

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合は勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
- 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制、クーリング・オフ等を認めること、及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対して、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
- 3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。